

議案第 8 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告し、承認を求める。

平成 1 8 年 2 月 2 4 日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、公文書開示決定取消請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成18年2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

公文書開示決定取消請求事件に係る訴えの提起について

公文書開示決定取消請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

鳥取市馬場町1番地

宗教法人日香寺

代表者代表役員 山 田 貴 道

2 訴えの趣旨

平成17年（行ウ）第5号公文書開示決定取消請求事件につき、平成18年2月7日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。